

酸素って、全ての人間の日常必需品でないの？

阿部幸泰（“虹”理事）

“虹”の理事に名を連ねていることもあり、また、自宅から近いので、時々様子を見がてら、“虹”の家に顔を出している。

先日訪問すると、濃縮酸素の機器が用意されていた。利用者への配慮とか。緩和ケアを理念とする“虹”としては当然の準備と思った。ただ、NPO活動で経済的運営が厳しいことを常々耳にしていたので、「せめて機器の利用時間の電気代だけでも利用者に負担して貰ったら？」と尋ねると、介護保険制度内では、自己負担はあくまで日常の必需品代（例えば、紙おむつ代）は、自己負担を利用者にお願いできるが、それ以外はお願いできない規則になっているとか。

酸素って、全て人間の日常必需品でないの？ 酸素以外に絶対的に必要な全ての人間に共通する日常必需品って、他に何かあるのかなあ。

高齢者で低肺機能気味の方が利用した場合、濃縮酸素機器は、日常必需品そのものと思う。せめて、わずかの電気代は、行政側が補助できない現状なら、利用者の了解の元に負担をお願いしてみても？ と素人的には思う。そうした利用者との了解上での対応を工夫をしていかないと、どうも熱意と情熱だけでは、先々NPOとしての経済的負担は増すばかりでないかと危惧を抱いた。それ故、医療的ケアの高齢者は、現に敬遠されがちとか。

行政側の見解は、そこまで拡大解釈されては困るとか。また、規則上仕方がないというのであれば、規則って、人を守り、活かすためにあるもので、実態、実情に合うように、不都合な規則の方を変えることが、必要なことでないのかなあ。

日常生活で体から出るものの対応としての紙おむつは、日常必需品として利用者負担はOKで、日常生活で体に入るもの（酸素）への対応のもの（電気代）は、日常必需品でないので利用者負担はNOというのは、どうも素人目には理解し難いこと。

“虹”は、従来の高齢者デイケアでは敬遠されがちな医療的ケアの必要な利用者にも対応できるようにと、看護師等が始めた活動。行政には「待ってました！」の活動と思うが、こうした一つの例の機器の対応だけの見解を聞いただけでも、「元気な高齢者だけの高齢社会への福祉行政なの？」とつい思ってしまう。

緩和ケア、高齢者福祉行政の詳細には疎い私だけに、あれこれいう資格もないかもしれませんが、素人なりに素朴な疑問を抱いた。